食品リサイクル促進等総合対策事業実施要領

制 定 平成 2 6 年 4 月 1 日 2 5 食産第 4 5 6 7 号 最終改正 平成 2 8 年 4 月 1 日 2 7 食産第 5 7 2 7 号 農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の事業の種類の欄のIの2の(5)の食品リサイクル促進等総合対策事業(以下「本事業」という。)の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱(平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の9の食料産業局長が別に定める者は、次に掲 げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、その他法人格を有さない団体で事業承認者(実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。)が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。)を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 食品ロス削減国民運動の展開事業

食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組への支援や、フードバンクの認知度向上のための活動や信頼性向上のための取組等への支援を総合的に実施することにより、フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)を展開する。

(1) 食品関連事業者による食品ロス削減の促進事業

食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロスの削減に向け、次に掲げる取組を行う。

① 検討会の開催

学識経験者、食品関連事業者等で構成される検討会を設置し、食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組の優良事例の効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理し、他の事業者が食品ロス削減に取り組む際のモデルとして提示するための検討を行う。

(補助対象経費)

委員謝金·旅費、事務局員手当·旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

② 調査研究等

①の検討を行うため、食品関連事業者による食品ロス削減に向けた優良事例の調査・分析・整理を行うとともに、①の検討を踏まえたモデル集の作成を行う。

(補助対象経費)

協力謝金、調查員手当·旅費、集計整理等賃金、調查票印刷費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費

③ 研修会等の開催

食品関連事業者及び関係団体等の関係者に向け、②で作成したモデル集の内容を 説明するための研修会等を開催する。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、 消耗品費

(2) フードバンク活動等の推進事業

フードバンク活動を通じた食品ロスの削減を推進するため、次のいずれかの取組を 行う。

① 検討会の開催等

次のアからエまでの取組を行う。ただし、イ及びウの取組については、いずれか を実施すればよいものとする。

ア 検討会の開催

特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、 消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品 ロス削減の検討を行い、その結果を取りまとめる。

(補助対象経費)

委員謝金(外部有識者等に限る。)・旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、 消耗品費

イ 研修会等の開催

食品関連事業者、フードバンク活動団体等の実務に携わる関係者に向け、ア で取りまとめた内容を説明するための研修会等を開催する。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、資料印刷費(開催の周知資料の印刷費を含む。)、通信運搬費、消耗品費

ウ 普及啓発

フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成 し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、資料印刷費 (開催の周知資料の印刷費を含む。)、通信運搬費、普及啓発資料作成費 (デザイン費を含む。)、消耗品費

エ 報告書の作成

アからウまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、及び公表する。

(補助対象経費)

資料印刷費

② フードバンク活動支援

フードバンク活動のための食品の保管用倉庫、運搬用器具、入出庫管理用機器 等の賃借を行う。

(補助対象経費)

- ア 未利用食品を一時保管するための常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫 等の賃借料
- イ 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカー等の賃借料 (燃料 費を除く。)
- ウ 食品の在庫管理又は入出庫管理のための機器等の賃借料(インク等の消耗 品を除く。)
- 2 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業

食品廃棄物のメタン化により、分別の負担の削減を図りつつ、再生可能エネルギー 創出及び農業生産の高度化に寄与する食品リサイクルループ(以下「メタン化による 食品リサイクルループ」という。)の構築に向けた取組を行うとともに、外食産業に おける食品廃棄物の再生利用等の促進に資する食品リサイクルマニュアルの策定・普 及を行う。

(1) メタン化による食品リサイクルループ推進事業

食品廃棄物のメタン発酵及びメタン発酵消化液の肥料利用を行う事業(以下「メタン化事業」という。)の具体化や、メタン化による食品リサイクルループの構築に向け、①から④までのいずれか及び⑤の取組を行う。

① 検討会の開催

食品関連事業者、再生利用事業者 (メタン化)、農業者等で構成される検討会を 設置し、メタン化事業やメタン化による食品リサイクルループの構築に向けた、具 体的な計画等の検討を行い、その結果を取りまとめる。

(補助対象経費)

委員謝金(外部有識者等に限る。)・旅費、会場借料、資料印刷費、消耗品費、 通信運搬費

② 調査研究

メタン化事業やメタン化による食品リサイクルループの構築に向け、近隣住民や 農業者等との合意形成に必要な資料作成やデータの収集、近隣の農業者の消化液の 需要量の把握等の各種調査を行う。

(補助対象経費)

協力謝金、調査研究員手当・旅費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

③ 研修会等の開催

メタン化事業の予定地における近隣住民や農業者等との合意形成などメタン化事業の具体化に向けた研修会、メタン化による食品リサイクルループの構築に向けた研修会等を開催する。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、資料印刷費(開催の周知資料の印刷費を含む。)、通信運搬費、消耗品費

④ メタン発酵消化液の利用促進に向けた取組の実施

農業者のメタン発酵消化液の肥料の利用促進に向けた取組や農業者におけるメタン発酵消化液の肥料利用又はメタンガス発電に伴い発生する余熱若しくはCO2の利用に資する実証試験を実施する。

(補助対象経費)

農作業委託料金、成分分析費、指導員手当・旅費、試験材料費、通信運搬費

⑤ 報告書の作成

①から④までの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、及び公表する。 (補助対象経費)

資料印刷費

- (2) 外食産業における食品リサイクルマニュアル策定・普及事業
 - 外食産業における食品廃棄物の再生利用等の促進に向け、次に掲げる取組を行う。
 - ① 検討会の開催

外食産業における食品廃棄物の再生利用、減量の取組の優良事例について、その 効果や関係者間の調整の際の留意点等を分析・整理し、外食事業者の自主的、自発 的な再生利用等の促進に資する食品リサイクルマニュアルの作成・普及のための検 討を行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、事務局員手当、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

② 調査研究等

①の検討を行うため、外食事業者による食品廃棄物の再生利用、減量の取組の優良事例の効果や関係者間の調整の際の留意点等について調査・分析・整理を行うとともに、①の検討を踏まえたリサイクルマニュアルの作成を行う。

(補助対象経費)

調査研究員手当・旅費、協力謝金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

③ 研修会等の開催

外食事業者及び関係団体等の関係者に向け、②で作成したマニュアルの内容を説明するための研修会等を開催する。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消 耗品費

3 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 食品産業における地球温暖化・省エネルギー対策を推進するため、次に掲げる取組 を行う。

(1)検討会の開催

学識経験者、食品関連事業者、消費者団体等で構成される検討会を設置し、地球温暖化・省エネルギー対策の多様な取組事例について、調査手法の検討、調査結果の分析及びその分析に基づく取組事例の普及・促進方法の検討等を行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、調査員手当・旅費、会場借料、資料印 刷費、通信運搬費、消耗品費

(2) 取組事例等の実態調査

(1)で検討した調査手法により、食品関連事業者の多様な取組事例の調査を行う。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、調査員手当・旅費、調査票印刷費、通信運搬費、集計整理賃金、消耗品費

(3) 研修会等の開催

(1)の検討等を踏まえ、啓発資料を作成し、インターネット等を活用した情報 提供を行うとともに、食品関連事業者向け研修会及び消費者も含めた優良者表彰等 を開催する。

(補助対象経費)

講演謝金・旅費、事務局員手当・旅費、研究員手当・旅費、補助員手当・旅費、 受賞者等出席旅費、会場借料、資料印刷費(表彰開催の周知資料の印刷費を含む。)、設備・備品費、通信運搬費、ホームページ等作成費・更新維持費、消耗 品費

(4) 報告書の作成

(1) から (3) までの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、及び公表する。

(補助対象経費)

資料印刷費

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度までとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。 ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりと する。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの2の(5) の食品リサイクル促進等総合対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更
- 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画 (別記様式2)に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、事業承認者に提出する ものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第1 8号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることが できる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、第3の1(2)のフードバンク活動等の推進事業におけるフ

ードバンク活動の実施又は第3の2の食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業(1)におけるメタン化事業の実施が事業年度内に達成されていない場合には、達成されるまでの間、別記様式3の事業成果報告書により毎年度6月末までに前年度の状況を事業承認者に提出するものとする。

第8 報告又は指導

- 1 事業承認者は、第7の2の規定により事業実施主体から提出される事業成果報告書 の継続的な確認を行うとともに、必要な指導を行うものとする。
- 2 事業承認者は、1のほか、事業実施主体に対し、事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

-	8	-
---	---	---

別記様式1 (第2関係)

食品リサイクル促進等総合対策事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(月~月)
- 6 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画 及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料

番 号 年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地 団体名 代表者氏名

印

平成 年度食品リサイクル促進等総合対策事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の

申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次 官依命通知)第5の1に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として、別添を添付すること。
 - 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
 - 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止又は廃止の理由」と し、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成〇〇 年度食品ロス 削減等総合対策事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第 2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担	区分	事業の委託	備考
于 术性规	尹禾州口	于术具	国庫補助金	事業実施主体	ず未り安癿	C tul
		千円	千円	千円	(1)委託先	
					(2)委託する	
					事業の内容	
					及びそれに	
					要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 - 2 事業細目は、交付要綱別表1の食品リサイクル促進等総合対策事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1 事業の目的

2 事業の内容

- (1) 実施要領第3の1の食品ロス削減国民運動の展開事業のうち(1) 食品関連事業者による食品ロス 削減の促進事業
 - ① 事業目標

目標	(達成すべき成果)
成果	(実績)

(注)目標(達成すべき成果)欄は、事業実施計画作成時に記載すること。 成果(実績)欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検	討	内	容	備	考	
	人							

③ 調査研究等

期間	調査研究対象	調査研究内容	備考

④ 研修会等の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実	施	内	容	資料作成部数	備	考
		人					部		

成	 :果(実績	<u>;</u>)									
(実施計画作		己載するこ	.と。	
	成果	(実	績)欄(は、事刻	業終了:	後速や	かに記載す	⁻ ること。			
柞	食討会の別				Laste						\neg
	開催時期	及び	回数	出席	者数 人	検	討内	容	備	考	
石	肝修会等の)開催	1								
	開催時期	開	催場所	参加]人数	実	施内容	資料	作成部数	備考	•
					人				部		
_	₩ 7 75.7%	- 									
	当及啓発○ 開催時期		<u>b</u> 開催:	 場所	参加	人数	普及啓発	の内容	資料作	成部数	7
						人					
沙	· 科配付部	7.米分	備	<u></u>							
5	(11 HL 1 1 H	390	ИН .								
幸	8告書の作							1			_
	作成	部	数 部	主	な	配布	. 先	HP公	表 備	考	
			ць								
_	フードバン	/ク活	·動支援								
_	リース					リー	-ス等の内容	?		備考	
1-/	亚海然 6	D D C	2 V U X	たって の ロ	[N. 1. 7	~ 1 京玄 Ł	のまれが	田然の川	# 書樂の	
	要領界3 よる食品						食品廃棄物	の冉生利	用等の促び	医争 <i>条())</i>	196 (.
	事業目標	·+ .»	* 4 田 /								
F	標(達成	, g ~	さ成果)								
r	果(実績	:)									

開催時期	別及び回数	出席者数	検言	寸 内 容	?	蒲	考	
		人						
調查研	究の実施							
調査研究				調査研究	的容			
成果								
L (注) 成果			かに記載	なするこ。	<u></u>			
, , , , ,					Ü			
研修会等	の開催							
開催時期	開催場所		実 施	内 容	資料作成		備	考
İ		人				部		
						ļ		
メタン発 取組期間		用促進に向け 者	た取組の		 正内容			
1/11/29/101		171		<u> </u>	正, 1,44			
成果								
(注) 成果	と欄は、事業線	終了後速やかん	<u></u> こ記載する	こと。				
				, and the second				
報告書の	作成							
作 成		主な	配布	先	H P 公表	備	考	
	部							
					L			
		流通の川下にネ マニュアル策♡			再生利用等	の促進	基事業	こうち (
事業目標	1991976	マーユノル水人	亡" 日及寺	未				
目標(達成	戈すべき成果)						
成果(実統	L- \							

② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検	討	内	容	備	考
	人						

成果(実績)欄は、事業終了後速やかに記載すること。

3	調査研究等

期間	調査研究対象	調査研究内容	備考

④ 研修会等の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備	考
		人		部		

- (5) 実施要領第3の3の食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業
 - ① 事業目標

T/N	
目標	(達成すべき成果)
成果	(実績)

- (注)目標(達成すべき成果)欄は、事業実施計画作成時に記載すること。 成果(実績)欄は、事業終了後速やかに記載すること。
- ② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検	討	内	容	備	考
	人						

③ 取組事例等の実態調査

開始時期	収集方法	収集内容	備考

④ 研修会等の開催

ア 研修会、表彰式等の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実	施	内	容	資料作成部数	備	考
		人					部		

イ 資料の作成・配付

種	別	作成部数	主	な	配	布	先	備	考
		部							

- (注)種別欄には、作成資料の種類(ビラ・パンフレット等)を記載すること。
- ⑤ 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	HP公表 備 考
部		

平成 年度フードバンク活動等の推進事業及びメタン化による食品リサイクルループ推進 事業に係る事業成果報告書

番 号 年 月 日

(事業承認者) 殿

事業実施主体 所 在 地 団 体 名 代表者氏名

囙

平成〇〇年度フードバンク活動等の推進事業及びメタン化による食品リサイクルループ推進事業の平成〇〇年度における事業成果について、食品リサイクル促進等総合対策事業実施要領(平成26年4月1日付け25食産第4567号農林水産省食料産業局長通知)第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- (1) 事業本格実施の達成状況
 - ① 平成〇〇年〇〇月達成
 - ② 平成〇〇年〇〇月現在未達成

ア	現状と今後の予定
ļ	
イ	その他の特記事項

- (2) (1) で達成とした場合の確認用添付書類
 - ①直近の事業報告
 - ②直近の会計報告
 - ③その他事業概要が把握できる書類等(パンフレット等)